

別紙

諮問第 573 号

答 申

1 審査会の結論

「都立〇〇病院における〇〇のH.O. ○月以降のカルテ」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人がその子（以下「本児」という。）の法定代理人として行った「都立〇〇病院における〇〇のH.O. ○月以降のカルテ」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成28年9月20日付けで行った非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

(ア) 開示請求の経緯

審査請求人は、平成〇年〇月〇日に〇〇（以下「審査請求人の配偶者」という。）と結婚し、平成〇年〇月〇日に本児が誕生した。

審査請求人の配偶者は、平成〇年〇月〇日に本児と出掛けたまま帰らず、連絡がつかなくなった。

審査請求人は、平成〇年〇月〇日、審査請求人の配偶者と連絡が取れ、話し合いの結果、一定期間別居をすることと本児との定期的な面会を約束した。

しかし、審査請求人の配偶者は、平成〇年〇月〇日から〇日にかけて本児を自宅に連れてきたのを最後に面会を拒絶し、連絡が途絶えた。

そのため、審査請求人は、平成〇年〇月〇日付で面会交流の申立てを行った。

本児は、現在も定期的に病院に通院する必要があるが、審査請求人の配偶者は、かかりつけの病院に本児を通院させず、極めて危険な状態に置いている。

審査請求人は、審査請求人の配偶者が本児に適切な医療を受けさせていない状況に危機感を抱き、面会交流調停の期日において、病院に通院させているかどうかを審査請求人の配偶者に尋ねたところ、審査請求人の配偶者は、本児は治ったため通院させていない旨回答した。

審査請求人は、調停期日にて審査請求人の配偶者のこのような行動が明らかになったことから、東京都立〇〇病院（以下「本件病院」という。）に対し、本件開示請求を行ったところ、本件非開示決定がなされ、本児の通院状況を確認することはできなかった。

（イ）試行的面会交流の実施

審査請求人の配偶者は、調停において、審査請求人は本児に悪影響を及ぼす人間であり、面会を行うことには問題がある等の主張を行ったことから、平成〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所において試行的面会交流が実施された。

これを受け、家庭裁判所調査官は、本児と審査請求人の間に顕著な問題はなく、面会交流の実施方法について具体的な協議が必要であるとの意見を提出した。

（ウ）本件非開示決定の違法性（要件非該当）

本件非開示決定の理由は、条例16条6号及び8号に該当するということである。

a 条例16条6号（行政運営情報）について

（a）条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他當該事務又は事業の性質上、当

該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

本件は、条例16条6号イからトまでのいずれにも該当しない。

(b) 東京都作成の個人情報保護事務の手引（以下「手引」という。）によると、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、本人に開示することにより、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手段等に照らして、その適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものをいい、「支障を及ぼすおそれ」は単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて法的保護に値する蓋然性が認められなければならないとしている。

本件についてみると、家庭裁判所調査官による意見書のとおり、審査請求人と本児との関係は極めて良好であり、本件病院の業務に関して何らかの支障を及ぼす蓋然性は全くない。

(c) したがって、条例16条6号の非開示事由には該当しない。

b 条例16条8号について

(a) 条例16条8号は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、「イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報」「ロ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が二人以上いる場合であって、法定代理人の一人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報」については非開示とする。

(b) イについて、手引には、「未成年者又は成年被後見人本人と法定代理人との利益が相反する場合」につき、①法定代理人による虐待を受けた子供の心情等を記録した文書等、②法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などにおける、当該権利侵害に係る子供の個人情報が記録された文書等、③満15歳以上の未成年者が開示について

同意していない当該未成年者の個人情報が記録された文書等を例示している。

本件では、以上の例示には該当せず、試行的面会交流の報告書に示されているとおり、審査請求人が本児に悪影響を及ぼす可能性はなく、審査請求人と本児の利益が相反する事情は皆無である。

(c) ロについて、手引には、例として一方の親権者が他方の親権者には内密に、相談機関に対して子供に関する相談を行っている場合において、当該相談事実に関する他方の親権者からの探索的な開示請求など、開示することにより法定代理人の間に紛争が生じるような事態が想定されているときというのを挙げている。

本件についてみると、審査請求人は、面会を拒絶され続ける中、親権者として子の健康が損なわれることに対する切実な危機感から開示請求を行ったのであり、探索的に開示請求を行ったのではない。

本号は、未成年者又は成年被後見人の権利利益を保護するために設けられたものであり、未成年者の場合には、当該子の福祉のため必要性が認められるかどうかにより判断すべきであるところ、これを非開示とすることは、本児の福祉に反することは明白である。

(d) したがって、条例16条8号の非開示事由にも該当しない。

c 以上より、本件開示請求は、条例16条6号及び同条8号いずれの非開示事由にも該当しない。それにもかかわらず該当する旨判断した本件非開示決定は条例16条6号及び8号の解釈・適用を誤ったものであり違法である。

(エ) 裁量権の逸脱・濫用に基づく違法

a 仮に、上記法解釈が認められないとしても、以下に述べるとおり、本件非開示決定は、裁量権の逸脱・濫用であり、違法な処分として取り消されるべきである（行政事件訴訟法30条（昭和37年法律第139号））。

b 親権者による開示請求は、未成年者は自己の利益を守るために情報開示請求

を行う判断能力を有しないため、親権者に原則として認められているものであり（条例12条）、国家権力による親権の重大な制限になり得る非開示事由該当性の判断に当たっては、極めて慎重な判断がなされるべきである。

そして、行政機関は各家庭内における状況などについて安易に判断をすることはできないのであり、また、親権の濫用があり得ることを前提にして、親権を喪失させたり親権を制限したりするための様々な法制度も準備されているのであるから、そのような状況にまで至っていない事案について、一方の親権者の言い分によって非開示決定を行い、未成年者の福祉に反する事態になることは許されない。

このような趣旨から、条例では、非開示文書の例として、①法定代理人による虐待を受けた子供の心情等を記録した文書等、②法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などにおける、当該権利侵害に係る子供の個人情報が記録された文書等、客観的に利益相反が明らかな場合に限定している。

したがって、客観的に利益相反が明らかな場合でないにもかかわらず、形式的に開示を拒否する運用は、子の福祉にとって重大な危険を及ぼすことになるから、これらの事情を考慮せず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となる場合は、本件非開示決定は、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものとして違法となる。

イ 意見書

（ア）非開示理由について

実施機関が提出した平成30年1月23日付理由説明書は、本件非開示決定の理由につき、①審査請求人による本児への働きかけにより、本児及びその関係者と本件病院との信頼関係が損なわれ、同院の診断及び治療に関する業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、②審査請求人による本児への働きかけにより、当該未成年者の権利利益に重大な支障が生じるおそれがあることとしている。

（イ）審査請求人が本児に対して何らかの働きをすることはない

審査請求人と本児は、非常に良好な関係であり、家庭裁判所調査官作成の調査報告書に記載のあるとおり、面会交流については問題がないとされている。

審査請求人と本児は、これまで複数の面会交流を積み重ねており、元々審査請求人が本児に何らかの働きかけをすることなどないことは明らかである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求に係る請求個人情報は、「東京都立〇〇病院における本児〇〇の平成〇年〇月以降のカルテ」である。

本件非開示決定は、条例16条6号及び8号に該当するため、請求個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したものである。

仮に請求個人情報が存在したとして、その存在を審査請求人が知ることで、審査請求人による本児への働きかけが行われ、本児及びその関係者と当院の信頼関係が損なわれ、当院の診断及び治療に関する業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号の規定により、請求個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した。

また、仮に請求個人情報が存在したとして、その存在を審査請求人が知ることで、審査請求人による本児への働きかけにより、当該未成年者の権利利益に重大な支障が生じるおそれもあることから、条例16条8号の規定により、請求個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 2月14日	諮詢

平成29年12月18日	新規概要説明（第180回第二部会）
平成30年 1月23日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 1月29日	実施機関から説明聴取（第181回第二部会）
平成30年 2月16日	審査請求人から意見書收受
平成30年 2月19日	審議（第182回第二部会）
平成30年 4月24日	審議（第183回第二部会）
平成30年 5月28日	審議（第184回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の趣旨並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求個人情報について

本件開示請求の趣旨は、本件病院における本児のH.O. ○月以降のカルテ（以下「本件請求個人情報」という。）の開示を求めるものであり、本件開示請求は、未成年者である本児に代わって、親である審査請求人が、法定代理人として行ったものである。

実施機関は、本件請求個人情報の存否を答えるだけで、条例16条6号及び8号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例17条の3に基づきその存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する決定を行った。

イ 条例の定めについて

条例12条1項は、保有個人情報の開示を請求できる者について、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる」と規定し、その例外として同条2項は、法定代理人が本

人に代わって開示請求をすることができる旨を定めている。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例16条8号は、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報」として、「イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報」「ロ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が二人以上いる場合であって、法定代理人の一人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報」を非開示情報として規定している。

条例17条の3は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

ウ 本件請求個人情報に係る存否応答拒否の妥当性について

実施機関は、本件請求個人情報の存否を明らかにすることにより、条例16条6号及び8号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例17条の3に基づき存否応答拒否を行ったことから、本件請求個人情報の存否を答えることの条例16条6号及び8号該当性について検討する。

本件請求個人情報の存否を答えた場合、実施機関における本児のカルテの有無が審査請求人に明らかとなることとなる。

審査会が本件開示請求の趣旨並びに審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討したところ、特に審査請求人及び家庭内の事情を踏まえると、現に本児における他の親権者である審査請求人の配偶者との間に見解の相違があることは明らかである。このため、本件請求個人情報の存否を答えることは、実施機関と関係者の信頼関係が損なわれると認められ、実施機関の診断及び治療に関する業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に規定する非開示情報に該当する。

したがって、本件請求個人情報の存否を答えることは、条例16条6号に規定する非開示情報を開示することとなり、同条8号該当性を判断するまでもなく、条例17条の3の規定に基づいて本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二